

## 教行信證後序の読み方

本多辰次郎

教行信證には古くから御延べ書が有つて、読み方は極つて居る。併し先年喜田博士が誤讀問題を提唱せられてから、色々論議もあり、小生などもツイ思ひ惑ひて、間違つた事を主張したのは實に慚愧の至である。全體此の後序に就いては、一度總體に亘りて詳解をして見度いと思惟して居ます。併し小生ツイ先日まで重病で五十日間も臥病に在つて、今日も猶健康舊に復せず、靜養中である故、その根氣を持ち合はせませぬ。さりとて又あまりつれぐで、からだに持餘して、此の一端だけを参考書も何も無く、要點だけを略記します。誤讀問題といふは唯一箇所であるが、説明の必要上より、其の前後を少しく加へて、後序を掲記します。

竊以聖道諸教行證久廢淨土真宗證道今盛然諸寺釋門昏々教兮不知真假門戶洛都儒林迷行兮無辨  
邪正道路斯以興福寺學徒奏達

號後鳥羽院  
太上天皇諱尊成

今上偉爲仁聖曆承元丁卯歲仲春上旬之候上

主上臣下背法違義成忿結怨、○下

號土御門院

此の中で誤讀問題と成つて居るのは、奏達太上天皇今上聖暦承元丁卯歲仲春上旬之候の二十一言である。之れを喜田君は太上天皇に奏達す、今上聖暦承元丁卯歲仲春上旬之候主上臣下云々と讀むが正當であると主張せられる。其の以前に、太上天皇今上に「に」の字を入れて讀むことを主唱した人もある。中井玄道師などは、其の一人であるが、其の以前にもソウ讀んだ人が有つたかの様に覺える。僕も先年其の説に賛成した事であるが、今にして思へば眞に御恥しき次第である。これは彼れ此れ言ふまでも無い。古來の訓點の通り。

太上天皇今上聖暦承元丁卯の歲仲春上旬之候に奏達す

と讀むべきで、これが讀み誤りでも何でも無く、全く正當の讀み方である。これを讀みにくくと思ひ或は誤讀では無からうか、或は何か捨て假名でも落ちたのでは無からうかと疑つたのは、全く我々の淺學寡聞で穿鑿の不十分から來た誤謬である。講釋は後にして、例文を御目に懸けやう。

漢書曰秦始皇末班、懿避地樓煩、致馬牛羊二千、值漢初定與民無禁、當孝惠高后時以財雄邊、出入弋獵、旌旗鼓吹、

之れは過般淵鑑類函を見て居て、その三六八卷の鼓吹といふ熟語の所で目に付いた文字である。其の後ち漢書を調べて見やうと思ひながら、出張用の下調査やら、出張やら、病氣やらで、未だ素志を果さぬ所である。今も引籠り中にて漢書は所有して居ないから、孫引であるから、中心安んじな

い所があるが、必ず本文に誤はあるまいと信する。此の中で圈點を付けた六字は如何にしても、「孝惠高后の時に當つて」と讀むより外に讀みやうはあるまいと考へられる。漢は高祖の次は、何人も承知の通り、明白に孝惠皇帝の時代である。然らば單に當孝惠時とか、當孝惠帝時と言へば、能く時代を知ることを得るので、高后の二字は不用の様である。併し當時漢廷の實際を視るご、孝惠帝は皇帝には相違無いが、全く有名無實で、政治の實權は高后即呂太后が掌握して居られたから。事實上から言ふと、名分からいふのと、實權掌握の上からいふのと、主權者が二人有つた譯である。そこで修史家即班固は、丁寧に此の兩者を駢べ擧げて孝惠高后時と言つたものと思はれる。是れはウソでも間違でもない。従つて不都合でも無ければ、ヲカジクも無い。至極尤な丁寧な史筆と申すより外ないのであらう。

今教行信證の流通分の場合に於ても、當時は明に土御門院天皇の御宇ではあるけれども、後鳥羽院上皇が院中に政をしろしめして、實權は却て上皇にあらせられて、名と實と御ふたりの君主があらせられたやうに伺はれるることは、恰も漢の孝惠帝の時代の如き觀があると言つて宜しからう。そこで此の御兩人を並べ擧げて、其の御世の承元丁卯仲春上旬の候に、朝廷に奏問に及んだと書いたので、何の不思議も間違も無い譯である。又事の次第を考へて見ても、太上天皇に奏達するとか、今上天皇に上奏するとか、ソウ窮屈に名指して上奏したのでは無からう、唯朝廷へ奏問したので、

その取り扱ふ人は上皇でも今上でも乃至は執政の臣下でも誰でも、上奏の趣旨さへ貫徹すれば宜しいので、之れを記載するにもおほらかに奏達したと書いたのであらう、又史實を記載する史筆の上からいふも、誰が何時奏上したと言へば、事明白にして、寸毫の疑點は無い譯で、誰に奏問したなどと書くには及ばぬ事である。斯く事情から考へても、又史筆の例から視ても、名實兩君主を擧げてその時といふのは、寔に妥當の書き方である、漢孝惠の時は年號が無いのと、事實が何年何月などいふべき事柄でなく、其の時代長き年月に亘るのであるから、唯孝惠高后時とあれども、コチラのは卽承暦丁卯の年仲春上旬と時を適確に指して言ひ得らるゝ出來事であるから、精密に書してあるので、是れ亦當然の事と言ふべきである、是れで此の文章は正しく、又古來の読み方も正しい事は明である、曩日彼是申したことの不届きを慚愧する次第である。併しソウすると奏達の文字の置所は聊妄當を缺くやうにも思へるが、斯る例は本書中には餘り珍しき事では無く、不必とすべき所を必不可少ある類。まだ他に二三箇所もある事は、宗内でも周知の事柄で、之れが純粹の漢文で無い所である、嚴密に漢文の法則を以て正せば、奏達の二字を置き換へても拙劣の文章たるを免れぬ。これが畢竟八釜しい誤讀問題などを惹き起した根本であらう。併し純粹の漢文で無いといふことは、却て本書の著作年代を知る好箇の標準であり、又文章の巧拙などは全く別問題で、文藝上より作品の價值を評論する場合の外、不要の穿鑿である。若し是れが喜田君が後に主張せらるゝ如く、能文

の士の代作ならば、モットウマク書いてあるのであらう。

又曩に今上といふ語を變に曲解して批難せられた事も有つたが、是れは全く研究の不十分から來たので、今日では最早辯明の必要もあるまい、若し必要とあらば何程にても證文を擧げて御目に掛けることが出来ます。

夫から敷行信證編纂の年代に就いて、疑を挿んだ事もあります、勿論同書は祖師聖人は殆ど入滅直前まで、手を入れて居らせられたので、最後の出來上りは頗る晩年であらうと思はれます、一應の脱稿は矢張元仁元年聖人五十二歳常州稻田に於て脱稿といふ、傳統的舊說にも理由があるやうである。高田の正統傳にあるやうな話は、固より著者良空の作説に相違ないが、化身土巻本に如來涅槃の年より、元仁元年までの年數を舉示して、

勸<sup>ニ</sup>如來般涅槃時代<sup>當</sup>周第五主穆王五十一年壬申、從<sup>ニ</sup>其壬申<sup>ニ</sup>至<sup>ニ</sup>我元仁元年甲申、二千一百八十  
三歲也、

と仰せられたのは、如何にも、一應本典が脱稿したものであらうと思はれるやうな書振である。さもなくば特に元仁元年を擇ばれた説明が付かぬと思はれる。そこで鷺尾順敬氏の説には、聖人は京都に法然聖人門下に在る時分に、淨土真宗の本據となる要文を拔抄して、筐底に收め、夫は流罪に逢つても、旅行しても流浪しても、越後でも關東でも何處へでも、携帶してあるき、之れを已證の

信念に基き綴り合せたものであらうと言はれる。ソンナ事かとも思はれる、勿論本典脱稿の年代は疑問には相違ないが、説明さへ付けば舊説も弊履の如く捨つべきでは無い。猶研究すべきである。

（大正十四年六月廿八日宗祖大師忌日謹記）